

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市都市計画審議会小委員会(第9回)				
事務局 (担当課)		まちづくり計画部 都市計画課 電話042-769-8247(直通)				
開催日時		令和元年7月26日(金) 午後2時00分~4時00分				
開催場所		相模原市民会館2階第2中会議室				
出席者	委員	8人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	12人 (都市建設局長、都市計画課長、他10人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	1人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定について				

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。( は委員長の発言、 は委員の発言、 は事務局の発言)

### 1 都市計画マスタープランについて

事務局から資料説明を行った後、質疑を行った。

区別構想案に示されている方針が区民会議で議論されてきている意見と合っていない部分も見受けられるように感じるが、区民会議への提示はどういった想定をしているのか。

区民会議に対しては、8月下旬以降に別途報告する予定である。並行して検討・策定が進められている総合計画の区別基本計画との整合に留意する。

周辺市とのつながりは示されているが、関東南西部における相模原市が、食品の工場拠点や物流拠点など様々な役割を担っている点について整理できると良い。

首都圏南西部における位置付けの整理については、リニア中央新幹線や圏央道などの広域的なネットワークを踏まえ、将来都市構造の中で有機的なつながりを表現している。

環境負荷の低減について、市として具体的にどの辺りを取り組んでいく考えか。

環境負荷の低減については、気候変動への対応が重要になってくると考えており、森林の保全や適切な開発の抑制が都市計画の役割と認識している。

都市農業の観点から方針が示されているが、都市農業については、都市部の消費者と一緒に農業を支えることが必要である。緑区や中央区については、農地の記載があるが、南区においても都市農業の可能性は大いにある。

都市農業については、土地利用方針図において、自然的土地利用の中の「農林業を振興する地区」として示している。

外国人観光客向けの記載があるが、外国籍の人の住環境について書いた方がよいのではないか。また、観光について、市外からだけでなく、市内における交流創出の視点も重要である。

関連計画である住生活基本計画においては、住宅確保要配慮者への支援が方針として示されている。外国人の方へのアパートの賃借が難しい実態などもあるようだが、定住者としての視点もふまえた示し方が重要であると考えている。

○将来都市構造の基本的な考え方にある主要な軸とは具体的に何を想定しているのか。また、周辺都市との連携、国内外からのアクセス向上との展開がされているが、具体的に何を想定しているのか。さらに、土地利用の方針における「土地利用の整序」が重要であるが、方針図に示されているか。

## 審 議 経 過

主要な軸については、中央道や圏央道を示しており、これまでに検討してきた「都市活力を向上する都市構造」の視点から、本市における周辺都市との連携、国内外からのアクセス向上などの強みを示している。

また、「土地利用の整序」については、土地利用方針図において、「緑住集落地区」「市街地と調和する地区」「森林と調和する地区」として示している。

○オープンハウスなどの取組を通じた、市民意見からのインプットとしては具体的に何があるのか。また、例えば、今後開発整備が行われる、橋本などについて、空間利用などの市民や事業者にとって、夢のある要素を加えることが大切である。まちにおける様々な人の連携など、相模原らしい都市を作っていくやり方や取組方法を示すことが考えられ、自然とつながるネットワークなどの視点から表現しても良い。

市民意見については、これまでに実施してきたオープンハウスを実施し、市が想定するまちのイメージや将来都市構造などが市民の実生活や考えと大きな差異がないことを確認できた。

また、都市空間の利活用などの表現については、マスタープランの最後に示す「実現化方策」の中で検討したい。

○20年後に、どういう相模原市を目指すのか、政策的な方針を明確にすることが必要である。相模原市はまだまだ可能性を有しており、都市計画マスタープランによって市の魅力を伝え、市民が夢を持つことが望ましい。

本日、示されている地域別方針図はどのような段階にあるのか。

区別の都市づくりの方針を細分化したものが地域別方針図であり、区別の都市づくりの方針は、昨年度22地区のまちづくり会議においていただいた意見なども参考としながら集約している。

持続可能な開発目標(SDGs)に対する考え方を都市計画マスタープランの中で示す必要がある。

今後示す実現化方策等で、具体的にどういった記述とするか検討したい。

立地適正化計画では日常生活サービス機能を取り扱っているが、都市計画マスタープランにおいて、医療圏や生活圏の考え方を示す必要がある。

将来都市構造構築の視点の中の豊かな暮らしを実現する視点において、集落や各拠点周辺において、拠点間を公共交通と結ぶことによって、高次の拠点でカバーすることを基本とする考え方を示している。

## 審 議 経 過

### 2 立地適正化計画について

事務局から資料説明を行った後、質疑を行った。

農業振興地域整備計画では、合併前に予定した農道などの基盤整備を見直し・廃止する内容になっている。農業集落の生活環境整備は、都市計画等の分野とも関連するため、内容の整合を確認いただきたい。

計画を策定する中で、農政課と意見照会等でやり取りをしている。関連する部分はその中で反映するようにしている。居住誘導区域は、法律に基づき原則として市街化区域や用途地域内が対象であり、一方で、農業に従事される方の居住は市街化調整区域や農振農用区域に多く、農業に従事される方まで居住誘導区域に誘導しようとする考えではない。

農業をリタイアした人など、農業集落から移転したい人は、なるべく近い場所に移転できるようにしてほしい。そういう人達の受け皿を居住誘導区域に設けないと、中山間地域などは維持が難しいのではないかと。移転が困難だとしても、居住誘導区域には各種生活利便施設が立地しているため、連動させる必要がある。

今回の居住誘導区域・都市機能誘導区域は、拠点に行けばサービスが受けられるという考えで設定している。そこで重要なのがアクセス手段となる公共交通だが、全てを公共交通でカバーすることは難しいため、自助・共助も含めて考えたい。地域から機能が失われると、そうした自助・共助も成り立たなくなるため、地域の拠点を残そうというのが、今回の立地適正化計画の趣旨である。

例えば、農作物の集積所などの共同作業場も人が多く集まる拠点内に立地していた方が良いかもしれない。居住地と利用施設を全て一致させることは難しいかもしれないが、人が集まる所とそうではない所を整理し、各個別計画とも整合を図ることが重要である。

地域包括ケアの考え方なども同じで、それぞれの施設配置における考え方がある状況下では、居住と利用施設圏域を完全に一致させることは難しいが、お互い意識しながら機能を集約していくことが重要である。例えば、農業も産業の一部なので、共同作業場が居住エリアにないことも考えられる。都市計画マスタープランを含めた各計画と整合を図っていくことが重要である。

居住誘導区域の中に都市機能誘導区域がある中で、誘導施策の示し方はそのような状況にあることが読めない表記になっている。また、届出制度の内容は、国の資料などから整理しているのか。

誘導施策は、表現を工夫したい。なお、届出制度は、法定の内容になっている。

## 審 議 経 過

居住誘導区域も縮小することを目指す必要があり、施設をうまく誘導しながら取り組む必要がある。居住誘導区域内に分散立地する施設もある中で、それらのコントロール方法もポイントになる。

用途地域が都市機能誘導区域の設定基準になっているが、施設立地の実態と合致しているのか。

用途地域ごとに誘導施設の候補となる施設の立地状況を検証しており、その結果から都市機能誘導区域に設定して可能と判断している。

検証結果も踏まえ、誘導施設となる施設を想定した上で、それらが立地可能な用途地域も考慮して誘導区域を設定している。

市では、訪問型地域包括支援センターも増えているため、高齢者支援センターは分散型とも捉えられる。市として訪問型地域包括支援センターをどのように考えているのかお聞きしたい。

IoTなどが広がると、徒歩圏が前提となる目標指標が成り立たなくなる。将来的な状況変化が想定される中で、どのように柔軟に対応していくのか。また、障害者施設に対応した記載はあるか。

都市機能誘導による施設利用者の増加など、施設利用面からの指標も必要である。また、居住誘導区域という名称は、市民目線で考えると強制的な印象を受けやすい。例えば、より豊かな生活のための区域であることが表現された名称であった方が良い。

高齢者支援センターは、本質的にはサービスを受ける人が周辺に多くいる中で事業に取り組むため、各拠点にあるべきと判断した。

今後を見据えたIoTの考えについては重要であるが、医療や福祉分野においては、まだ公共交通などを利用した上での移動を前提としたサービスが必要と考えている。障害者施設については、施設集約がなじむ性質のものとは考えにくいですが、高齢者を含めて移動弱者に対する方策は重要であり引き続き考えたい。

居住誘導区域は、目的や含まれている考え方の説明を丁寧に示す必要がある。

熊本市は、立地適正化計画の制度ができる前に都市計画マスタープランを作成し、名称を居住促進区域としている。

一方で、届出制度の内容を見ると、個人住宅の建築で届出は必要ない。事業者の行為や土地活用が対象になる緩やかな仕組みであり、届出制度の運用によって、これまでできなかった動向を把握するとともに、市民や事業者とコミュニケーションをとりながら連携する点に意味がある。

## 審 議 経 過

誘導施設は、学校をあえて設定していないのか。

相模原市の場合は学校数が多く、学区という圏域の考え方があるため、誘導施設に馴染まないと判断した。

都市機能誘導区域は駅やバス停留所周辺に設定されているが、該当する公共交通を極力維持する姿勢を示していると捉えて良いのか。

例えば、三ヶ木や田名のバスターミナルでは、乗り換え中継地となっており、拠点の設定をしている。また、バス事業者にヒアリングした内容を踏まえ、機能を維持することが求められる場所として考えている。

相模原市は市域が大きいいため、指標だけで進捗管理が可能か。施策も含めて確認する必要があるのではないか。

指標によって、長いサイクルで市場の動向を把握していきたいが、迅速に見直してできる材料としては不足している。そのため、国勢調査や都市計画基礎調査などのデータも合わせて活用する考えである。

計画のPDCAが非常に重要である。指標を旗印にした上で、「C」をしっかりと取り組むべきである。目標指標は定量的数値であるのに対し、効果指標は市民の感覚をあらわしたものである。感覚と数値をうまくリンクさせられると良い。指標は計画の重要箇所になるため、内容をしっかり検討したい。

誘導施設に設定されている病院は、クリニックを含むのか。

医療法に基づく20床以上の病床を有する病院を対象としている。

中山間地域は、病院の維持がなかなか難しいと考えられる。

中山間地域には、病院が立地しない拠点も存在する。また、県の医療構想の中では、病床数が上限に達しており、病院を誘致できない状況にある。そのため、中山間地域については、現況の診療所を維持することで機能を確保したいと考えている。

災害ハザードは、県でも見直しの予定があると聞いている。基本方針で「社会情勢等の変化に柔軟に対応」と示しているため、今後明らかになってくる項目については、必要に応じて見直すことが大切である。

以 上

## 相模原市都市計画審議会小委員会(第9回)委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	飯島 泰裕	青山学院大学 社会情報学部 社会情報学科 教授		出席
2	伊藤 彰英	麻布大学 生命・環境科学部 環境科学科 教授		出席
3	加藤 仁美	東海大学 工学部 建築学科 教授	副委員長	出席
4	西浦 定継	明星大学 理工学部 総合理工学科 教授	委員長	出席
5	保井 美樹	法政大学 現代福祉学部 福祉コミュニティ学科 教授		出席
6	八木 健一	相模原市農業委員会 会長		出席
7	落合 幸男	相模原市農業協同組合専務理事		欠席
8	座間 進	相模原商工会議所専務理事		欠席
9	大塚 亮一	公益社団法人神奈川県 宅地建物取引業協会 副会長		出席
10	澤岡 詩野	ダイヤ高齢社会研究財団 研究部 主任研究員		出席
11	中西 泰子	相模女子大学 人間社会学部 社会マネジメント学科 准教授		欠席